

長慶苑 通所介護 料金表H30年4月

サービス提供時間(9:00~16:00)

* 延長対応(7:00~19:00)(加算あり)は提供票に記載されている場合のみ対応(急な依頼は対応できない場合あり)

	基本単価	*1)サービス提供体制加算	*2)入浴介助加算	*3)個別機能訓練加算(I)	*4)個別機能訓練加算(II)	*5)若年性認知症受け入れ加算	*6)生活機能向上連携加算	*7)栄養改善加算	*8)栄養スクーリング加算	*9)介護職員処遇改善加算
要介護1	645	18	50	46	56	60	200/月 100/月	150/回	5/回	5.9%
要介護2	761									
要介護3	883									
要介護4	1003									
要介護5	1124									
昼食代	1日500円	*2)入浴したときのみ *3 *4)訓練を受けた時のみ加算			*5)*6)*7)*8)対象者のみ					

利用キャンセル時の食費代

利用日2日前の8時までに連絡があった場合	昼食代の請求はなし。
	配食代の請求はなし。
利用日2日前の8時までに連絡がなかった場合	通常利用をお休みした場合請求なし。苑負担。
	誕生会、郷土料理、他行事で通常の食事と異なる行事食の場合350円請求。差額苑負担。
	夕配食は350円請求。差額は苑負担。
	朝食は400円請求。
	おにぎり1個150円。2個200円で請求。

長慶苑 通所介護 料金表 加算内容詳細 H30年4月

* 1) 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。

* 2) 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

* 3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。個別機能訓練計画作成にあたっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資することを目的として複数の機能訓練の項目が設定され、その実施にあたっては、グループに分けて活動を行っていること。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して機能訓練加算の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

* 4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者毎の心身の状況を重視した、個別機能訓練計画を作成していること。個別機能訓練計画に基づき、機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して機能訓練加算の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

* 5) 受け入れた若年性認知症の利用者さんごとに個別に担当者を決めて、その方を中心に、その方の特性やニーズにあったサービスを提供。なお、この加算は若年性となっているように対象は、65歳の誕生日の前々日までです。この場合の、担当者には資格や人数などは問わないとなっています。また、利用者さんがサービスを受けるときに、担当者は必ず出勤しておかなくても、若年性認知症利用者受入加算の算定は可能です。若年性とは、40歳以上65歳未満のことを言います。認知症加算を算定している場合は、算定しません。

* 6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

* 7) 管理栄養士を1名以上配置していること。利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。※通所介護では、3月以内の期間に限り月2回を限度として算定可。

* 8) サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。※6月に1回を限度とする。

* 9) 介護職員の処遇を改善する目的であり、提供サービスの1割負担分に5.9%を上乗せした額を加算することとする。

長慶苑 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 料金表 H30年4月現在

	*1)介護 予防通所 介護費1月 につき	*2)サー ビス提供 体制加算	*3)生活 機能向上 グループ 加算1月につ き	*4)運動 器機能向 上加算1月 につき	*5)若年 性認知症 受け入れ 加算1月につ き	*6)処遇 改善加算1 月につき
要支援1	1647	72	100	225	240	5.9%
総合事業 対象者						
要支援2	3377	144				
昼食代	1日500円	*3) *4)希望者のみ				
自立	利用料750円と昼食代500円で計1250円					

食費代の請求について	
利用日2日 前の8時ま でに連絡 があった 場合	昼食代の請求はなし。 配食代の請求はなし。
利用日2日 前の8時ま でに連絡 がなかった 場合	通常利用をお休みした場合 請求なし。苑負担。誕生会、 郷土料理、他行事で通常の 食事と異なる行事食の場合 350円請求。差額は苑負担。夕 配食は350円請求。差額は苑 負担。朝食は400円請求。お にぎり1個150円。2個200円請 求。

- *1) 要支援1は1月につき週2回まで利用可能。要支援2は1月につき週3回まで利用可能。
- *2) 当該指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- *3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

機能訓練指導員等の介護予防通所介護従事者が共同して、利用者に対し生活機能の改善等の目的を設定した介護予防通所介護計画を作成していること。複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスを準備し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが実施されていること。生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施していること。

- *4) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

機能訓練指導員を1名以上配置し、共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合。

*5) 若年性認知症の患者さんに対して、介護予防通所介護(デイサービス)を行った時に、加算できます。受け入れた若年性認知症の利用者さんごとに個別に担当者を決めて、その人を中心に、その利用者さんの特性やニーズにあったサービスを提供していく必要があります。なお、この加算は若年性となっているように対象は、65歳の誕生日の前々日までです。この場合の、担当者には資格や人数などは問わないとなっています。また、利用者さんがサービスを受けるときに、担当者は必ず出勤しておかなくても、若年性認知症利用者受入加算の算定は可能です。若年性認知症利用者受入加算算定時の誕生日については、介護予防の場合は月単位の介護報酬の請求になりますが、その場合に、前々日が入っている月に関しては算定が可能となっています。但し、その月において65歳の前々日までにサービスの利用実績がない場合は、算定できません。若年性とは、40歳以上65歳未満のことを言います。

- *6) 介護職員の処遇を改善する目的であり、提供サービスの一割負担分に5.9%を上乗せした額を加算することとする。